

処 分 基 準

平成 6 年10月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第77条第 5 項
処 分 の 概 要	道路使用許可の取消し、効力の停止
原権者(委任先)	警察署長(高速道路交通警察隊長、第二交通機動隊長)
法 令 の 定 め	法第77条第 6 項(条件に違反した者に対する処分をしようとするときの事前の弁明手続)
処 分 基 準	<p>道路使用許可を与えた行為に係る場所を管轄する警察署長等は、当該行為に関して法第77条第 1 項の許可を受けた者が 1 に該当する場合、又は当該行為が 2 に該当すると認められた場合は、当該行為に係る道路使用許可を 3 に応じて停止又は取消しをすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none">1 同条第 3 項又は第 4 項の条件に違反したとき。2 当該行為を許可したのち、道路や交通の状況等の変化により道路使用許可の審査基準を満たさなくなった場合において、同条第 4 項に基づき同条第 3 項により付した条件を変更したり、新たに条件を付したとしても道路使用許可の審査基準を満たしえないと認めるとき。 <p>(停止、取り消しの実施基準)</p> <ol style="list-style-type: none">3 当該行為が(1)に該当する場合は当該道路使用許可を停止し、(2)に該当する場合は当該道路使用許可を取り消すことができる。<ol style="list-style-type: none">(1) 一定期間当該行為を停止することによって、停止解除後上記 1 及び 2 の条件に該当しなくなると認められるとき(ただし、停止期間は当該行為を許可している期間内に限られる)。(2) 当該行為を許可している期間中に上記 1 又は 2 の条件が解消されないと認められるとき。
問 い 合 わ せ 先	神奈川県警察本部交通部交通規制課都市交通対策室 (電話045 - 211 - 1212 内5203)
備 考	